

千葉県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年3月31日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31千総総第1127号

令和2年3月18日

千葉県監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 森 山 和 博
同 三 須 和 夫
様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度監査報告第2号、平成28年度監査報告第9号、平成29年度監査報告第10号、平成31年度監査報告第6号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>(1) 土砂運搬費を適正に積算すべきもの [経済農政局：道路整備工事（椎名崎 30-1）] [建設局：排水施設新設工事（辺田排水路 30-1 工区）]</p> <p>千葉市積算基準によると、土砂の運搬費を計上する際は、土の状態による変化率を適用せずに、地山の土量を計上している。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、土質改良プラントから現場までの改良土の運搬費を計上する際に、ほぐした状態とする変化率を乗じていた。</p>	<p>土砂運搬費の積算については、令和元年12月2日に建設局長から局内工事担当課長等に対し、また、令和元年12月26日に農政部長から部内工事担当課長に対し文書で通知し、千葉市積算基準に基づき適正に設計するように、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、積算ミスを防止するため、設計書の決裁時に添付・確認している設計書チェックリストの審査内容に、土砂運搬に計上する土量についての具体的な表現を追記した。</p>
<p>2 施工について改善すべき事項</p> <p>(1) 騒音・振動対策を適正に行うべきもの [経済農政局：道路整備工事（椎名崎 30-1）] [建設局：中瀬幕張町線（海浜幕張駅南口）昇降施設設置に伴う支障物移設工事（美30-1）、国道14号外2舗装改良工事（中30-1）、誉田町平山町線歩道整備工事（30-1）、（主）穴川天戸線（亥鼻橋）下部工工事（30-1）、横戸町23号線道路改良工事（30-1）、舗装復旧工事（幕張30-1）、排水施設新設工事（畑町30-2 工区）]</p> <p>建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によると、住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域で、舗装のとりこわし作業を行う場合は、油圧ジャッキ式舗装版破碎機の使用を原則としている。</p> <p>当該工事8件においては、油圧ジャッキ式舗装版破碎機の使用がされて</p>	<p>騒音・振動対策については、令和元年12月2日に建設局長から局内工事担当課長等に対し、また、令和元年12月26日に農政部長から部内工事担当課長に対し文書で通知し、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、騒音、振動の発生を極力防止する必要がある場合は、着手前に受注者へ周知するように、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>おらず、生活環境の保全を必要とする設計意図が、受注者に十分伝達されていなかった。</p>	<p>また、油圧ジャッキ式舗装版破碎機を使用する場合の特記仕様書記載例を改定した。</p>
<p>2 施工について改善すべき事項 (2) 継目の処理を適正に行うべきもの [建設局：都賀駅千城台南線舗装改良工事（若30-1）、（主）千葉川上八街線舗装改良工事（若30-1）、若松町金親町線舗装改良工事（若30-1）] 千葉市土木工事共通仕様書によると、舗装工は、表層、基層及び安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならないとされている。 しかしながら、当該工事3件において、安定処理層と基層の横継目のずらしを実施していなかった。</p>	<p>継目の処理については、令和元年12月2日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、表層や安定処理層など舗装各層に継目が生じる工事について、千葉市土木工事共通仕様書に基づき、設計図書に継目処理を明示するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>2 施工について改善すべき事項 (3) 設計数量について適正に協議すべきもの [建設局：舗装復旧工事（幕張30-1）] 当該工事においては、受注者より設計図書に記載された工法とは異なる工法で実施したい旨の協議があった際、この工法が経済的に不利であることや、受注者の都合によるものであることから、設計変更の対象にはしないものとして承諾していた。 しかしながら、工法変更に伴い追加若しくは削除となる工種や、増減する数量について、受注者と確認していたが協議書を作成していなかった。</p>	<p>設計数量の協議については、令和元年12月2日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、設計変更の有無に関わらず、設計数量や設計工種に変更が生じる場合は、受発注者間で協議書を作成するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>